

装装制第111号
27.10.1
一部改正 装装制第5126号
令和2年3月31日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

初度費の支払いを伴う契約の取扱いについて（通知）

標記について、第105回防衛調達審議会における随意契約等に係るサンプリング調査審議の結果、初度費の取扱いについて契約書上明示すべき旨指摘を受けたところである。

このため、初度費の支払いを伴う契約の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 契約担当官等は、初度費の支払いを伴う契約を行うときは、当該初度費をもってその費用に充てる設計及び試験の実施並びに専用治工具、専用機械、専用装置及びライセンスの取得等に係る条件について約定するものとする。
- 2 前項の規定は、原則として、別紙の条項を基本として行うものとする。ただし、当該契約担当官等が所属する機関の長が初度費の支払いに係る調達物品等の特性に応じた基本契約条項を別に定めるときは、この限りではない。
- 3 前2項に定めるもののほか、この通知の実施に必要な細部事項は、装備政策部装備政策課長が定める。ただし、特定の機関にのみ関わる事項は当該機関において定めることができる。

(別紙)

初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに係る約定

(初度費)

第〇条 乙は、本契約の締結後速やかに、甲に対し、初度費をもってその費用に充てることが予定される設計及び試験の実施、並びに専用治工具、専用機械及び専用装置（以下「専用治工具等」という。）の取得の内訳を記載した書面を提出し、確認を受けるものとする。

2 乙は、将来において甲との間で同種の契約を締結した場合は、本契約における初度費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ、専用治工具等を使用して、当該契約を履行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求しないものとする。

3 乙は、将来の契約を含む甲との間の契約の履行のためにのみ、本契約において実施した設計及び試験の成果並びに本契約において取得した専用治工具等を使用するものとする。ただし、甲と別途協議して定めるところにより相応の対価を負担するときは、この限りでない。

(専用治工具等)

第〇条 専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。

2 乙は、専用治工具等の取得が完了したときは、甲に対し、速やかに報告するものとする。

3 乙は、前条第2項の目的を達するため、甲と別途協議して定める期日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理するものとする。この場合において、一又は複数の専用治工具等が、乙の故意又は重過失によらずして通常の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知した上で、修補又は更新するものとする。なお、前条第2項の目的を達成した後の専用治工具等の取扱いについては、別途協議するものとする。